



平成20年1月25日

一般貨物自動車運送事業者に対する事業停止処分について

問い合わせ先 自動車運送事業安全監理室
担当 富田、中田
電話 092-472-2529

下記のとおり、一般貨物自動車運送事業者に対する貨物自動車運送事業法（以下「法」という。）第33条の規定に基づく事業停止処分等を発出しましたのでお知らせします。

記

1. 行政処分又は命令の年月日
平成20年1月25日
2. 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置
 - ・事業者の名称： 株式会社 湯浅運送
 - ・主たる事務所の位置： 宮崎市田代町105-1
3. 当該行政処分に係る営業所の名称及び位置
 - ・営業所の名称： 都城営業所
 - ・営業所の位置： 宮崎県都城市都北町7284-2
4. 行政処分又は命令の内容
当該事業者の都城営業所についての処分日車数が425日車となったため、当該営業所を平成20年1月31日から7日間の事業停止及び処分日車数425日車から事業停止分の日車数（7日×5両＝35日車）を引いた余りの390日車を輸送施設（事業用自動車）の使用停止（130日×3両）
（注）日車＝停止日数×停止車両数
5. 主な違反条項
法第17条第1項 他9件

6. 監査の端緒及び違反行為の概要

平成19年5月8日、都城営業所の所属運転手が山陽自動車道上り226.7キロポスト付近道路において、先行するマイクロバスに追突し、21人を死傷させる交通事故を発生させたとして、広島県公安委員会から道路交通法第108条の34の規定に基づく通知があったため監査を実施したところ、次の違反が判明したものの。

営業所ごとに配置する事業用自動車の数の変更届出をしていなかった。

(法第9条第3項)(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項)

運転者の勤務時間及び乗務時間について、国土交通大臣告示の遵守が不適切であった。

(法第17条第1項)(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)

乗務員の健康状態を把握していなかった。

(法第17条第1項)(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第5項)

点呼の実施が不適切であった。

(法第17条第3項)(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～3項)

点呼の記録が不適切であった。

(法第17条第3項)(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第4項)

乗務等の記録の記載事項に不備があった。

(法第17条第3項)(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)

運行指示書を作成していなかった。

(法第17条第3項)(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)

運行指示書の記載事項に不備があった。

(法第17条第3項)(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)

運転者台帳を作成していなかった。

(法第17条第3項)(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の4)

運転者台帳の記載事項等に不備があった。

(法第17条第3項)(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の4)

7. 当該行政処分等により当該営業所に付された違反点数及び九州運輸局管轄区域に係る累積違反点数

違反点数 43点 累積違反点数 43点